

(7) 4, 5条許可申請書添付資料のチェックシート

1. 常に必要なもの

- 土地登記事項証明書 地番表示図 (公図写し)
- 位置図及び付近状況図 建物その他施設等配置図
- 残高証明、融資証明等の資金証明

2. 場合により必要なもの

- 法人登記簿、定款(規約)、会議録(法人等が新設されたときに規約及び役員を決議したもの)(法人等の場合)
- 転用の妨げとなる権利を有する者の同意書
- 受領印のある申請書、認可書、認可書写し(他法令の許認可が必要な場合)
- 土地改良区の意見書(30日を経過して得られない場合、理由書)
- 取水系統図(取水を伴う場合)
- 排水系統図(汚水・生活雑排水を伴う場合)
- 雨水系統図(5,000㎡以上又は工場施設等の排水処理する場合)
- 被害防除方法の根拠、説明状況書等(近隣の農地に影響あると考えられる場合)
- 水理計算書(他法令の審査の無い10,000㎡以上の転用)
- 合意解約書の写し又は耕作者、所有者同意書(貸付地の転用)
- 確定判決写し、調停調書写し、競落決定書写し(単独申請の場合)
- 戸籍謄本、親権者の同意書(未成年者の場合)
- 住民票又は戸籍の附票(土地登記事項証明書と譲渡人の住所が異なる場合)
- 戸籍謄本、遺産分割協議書の写し、他の相続人の相続放棄を証する書面、相続分不存在証明書、相続関係図、印鑑証明又は同意書(遺言執行人の場合は、遺言書写し(公正証書、家裁の検認)でも可)(相続等の場合)
- 一時利用指定通知書の写し、指定図面の写し、一時利用を受けた者の同意書、事業主体の意見書(一時利用指定中)
- 換地処分通知書の写し、指定図面の写し
- 地積測量図(登記事項証明書と著しく面積が異なる場合)
- 事業計画書
- 農地への復元を明らかにした書面(一時転用の場合)
- 住宅面積の必要性を示した書面(農家住宅1000㎡超、住宅500㎡超、建ぺい率が22%以下の場合)
- 既設案内図、既設配置図(農家住宅等の移転等必要性がある場合)
- 造成計画図(縦断、横断)(土砂流出等の被害が生じる恐れのある場合)
- 始末書、現況写真(無断転用の場合)
- 建築年月日確認資料(無断転用で都市計画と調整が必要な場合)
- 早期転用理由書(3条許可後3年未満場合)
- 道水路の払下げ、公用廃止占用の申請書の写し又は許可書(公共の道水路がある場合)
- 委任状(行政書士等が申請する場合)
- その他()